

京都市基本計画審議会第3回うるおい部会関係・要望資料一覧（追加分）

環境関係

- 第2回うるおい部会の議論に出た植栽関連の資料
 - 街路樹の剪定について（1 P）

- 「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会の議論（概要）
 - 「歩くまち・京都」憲章の制定及び「歩くまち」総合交通戦略の策定について（4 P）

【街路樹の剪定について】

1 概要

本市の街路樹（高木）約 48,000 本のうち、剪定を必要とするものは約 40,000 本である。

そのうち、市内中心部の街路樹については、約 20 年前から街路樹の剪定を概ね隔年（約半分づつを一年おきに交互）で実施している。

樹種別の概要は、以下のとおりである。

○ イチョウとトウカエデ

合わせて約 27,000 本あり、定期的に剪定を実施しているが、路線・区間を定めて約半分づつを交互に剪定している状況である。

○ サクラとケヤキ

合わせて約 8,000 本あり、基本的に定期的な剪定は実施していない。

○ スズカケノキ

約 4,000 本あり、紅葉しないこと、特有の害虫被害（プラタナスグンバイ）が多発していることから毎年剪定している。

このため、樹種の転換（植替え）を進めているが、烏丸通や西大路通など主な幹線道路にイチョウ・トウカエデに混じって、まだまだ多く残っている。

○ その他の樹種

必要に応じて適宜、剪定している。

2 紅葉街路樹の取組について

「紅葉街路樹」の実現に向け、数量が最も多く紅葉が美しいイチョウとトウカエデについて、試行的な二段階剪定の取組を以下のとおり実施している。

○ これまで

高木の剪定については、落葉後に実施することが望ましいが、落ち葉に関する沿道住民からの早期剪定要望、歳末商戦との兼ね合い、年末の交通規制等の関係から、毎年、概ね 11 月末から 12 月中旬までに剪定を完了していた。

○ 今年度

通常の剪定を実施する約 130 km の中から、主要な観光地が多い地域約 19 km（概ね鴨川以西）について、紅葉と落ち葉清掃の負担軽減の両立を図る二段階剪定に取り組んでいる。

対象地域については、秋の本格的な剪定の時期を 12 月まで遅らせている。

※ 路線等の詳細については、2 P の『「紅葉街路樹」で京のまちなみ景観づくり』を参照

【二段階剪定】

街路樹の紅葉景観によって京都の秋を演出するため、例年は、基本剪定（樹木の骨格形成を目的とした本格的な剪定）1 回での管理方法を取っている。

今般、紅葉街路樹の実現に向け、主要な観光地周辺の道路において、夏期剪定（秋口までに枝葉を約半分に落とす。）と基本剪定の二段階剪定を実施している。

この取組により、対象路線においては基本剪定の時期を約 1 箇月程度遅らせている。

【剪定時期】

約 20 年前から交互（隔年）での早期剪定（イチョウ・トウカエデは 11 月～12 月）が沿道市民に定着しているが、対象地域については、二段階剪定（秋口と 12 月）に取り組むことで、本格的な剪定を 12 月中旬以降に遅らせている。

建設局
担当 水と緑環境部緑地管理課
(街路樹担当 222-3586)

「紅葉街路樹」で京のまちなみ景観づくり

街路樹の剪定時期を調整し紅葉景観を演出する試行的な取組について

「街路樹」は緑豊かな美しいまちなみを形成するだけでなく、季節の移ろいを身近に感じさせてくれ、精神的な充足、都市環境の改善など様々な効用を与えてくれます。

しかしながら、その「落ち葉」への対策として、市民の皆様から、清掃等に関するお声もいただいております。これまでは紅葉前に剪定を行ってきました。

一方で、特に、秋の街路樹の紅葉は、京のまちなみ景観を美しく演出してくれる大変貴重な存在であり、紅葉街路樹を望む声は、事業者だけでなく、観光客の皆様からも多数頂戴しており、平成14年度から一部の路線において基本剪定の時期を遅らせる取組を実施してきました。

この度、これまでの基本剪定一回の対応ではなく、夏期剪定と基本剪定の二段階剪定を試行的に取り組むこととしましたので、お知らせします。

記

〈取組概要〉

	取組前（剪定時期調整）	取組後（21年度）	取組後（22年度）（予定）
路線名	河原町通・下鴨本通 （北山通～七条通） 烏丸通（北大路通～丸太町通） 堀川通（中立売通～五条通） 北山通（加茂街道～白川通） 新丸太町通（嵐山～双ヶ岡） 桂坂西周回道 （ロータリー～桂坂小学校） 桂坂東西周回道 （ロータリー～峰ヶ堂第三公園）	堀川通（北大路通～中立売通） 西大路通 （北大路通～丸太町通） 北山通（今宮通～加茂街道） 北大路通（西大路通～堀川通） 新丸太町通 （双ヶ岡～西大路通） 衣笠宇多野線 （堂本印象美術館前）	白川通（宝ヶ池通～今出川通） 川端通（今出川通～三条通） 下鴨本通（北大路通～葵橋） 烏丸通（今出川通～丸太町通） 堀川通（中立売通～竹屋町通） 北山通（加茂街道～白川通） 新丸太町通（嵐山～双ヶ岡） 京都神社参道 （東大路通～ねねの道）
夏期剪定 (葉あり)※1	—	9月～10月に実施	8月～9月に実施
基本剪定 (葉なし)※2	11月下旬に実施	12月に実施	12月に実施
路線延長	約22km	約19km	約24km

● 紅葉街路樹は、隔年剪定樹種のイチョウとトウカエデの二種類を対象樹木とし、平成21、22年度の2箇年をかけて試行的に取り組みます。

※1 夏期剪定（秋口までに街路樹の姿形を整えたうえ、落ち葉量の減量を図る軽剪定）を実施することで相当数落ち葉は減量します。市民・事業者の皆様にも門掃きの励行などご協力いただきます。

※2 基本剪定とは、葉を全て落とし、樹木の骨格形成を目的とした剪定です。

紅葉街路樹取組箇所図

凡 例

- ● ● H21 年度 取組箇所
- ■ ■ H22 年度 取組箇所
- 街路樹整備路線



～京都のまちが変わります～

「歩くまち・京都」憲章の制定 及び 「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定 について

京都市では、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、健康、環境、観光などの幅広い観点から、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指しています。

平成 20 年 7 月 11 日には、「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会を設置し、市長から審議会に対して、交通政策マスタープラン「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定について諮問しました。

その後、戦略の策定に向け、審議会及び検討部会が 23 回開催され、市民アンケート、来場者参加型のシンポジウム、中間とりまとめに対するパブリックコメントなどいただいた御意見を踏まえた議論を経て、平成 21 年 12 月 24 日に、審議会から答申が提出されました。

この度、審議会の答申に基づき、日本で初めて、歩くことを中心としたまちと暮らしに転換するための行動規範となる「歩くまち・京都」憲章を制定するとともに、交通まちづくりのマスタープランとして「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定しましたので、お知らせします。

1 「歩くまち・京都」憲章

歩くことを中心としたまちと暮らしに転換するための行動規範となる憲章

日本で
初めて

悠久の歴史の中で培われた世界に誇る京都の伝統、文化を守り、育んでいくために、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進することを京都市民の皆様、京都を訪れる観光客の皆様などの京都に関わる全ての人の共通認識として、後世に引き継がれていくことの重要性について、「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会や検討部会、市民アンケート、シンポジウム、パブリックコメントなどの機会を通じて市民の皆様と共に議論を重ねることにより作成されました。

(1) 制定日

平成 22 年 1 月 23 日

平成 21 年 1 月 23 日は、本市が「環境モデル都市」に選定された日であり、1 月 23 日を、「いち、にい、さん」と「歩くまち・京都」の第一歩を歩み出す日として制定します。

(2) 普及啓発

この「歩くまち・京都」憲章を、地域の各種団体との連携による普及啓発や、市民参加型のシンポジウムの開催、更には、学校教育の場における環境教育や総合学習での副読本の活用など、あらゆる機会を捉えた積極的な周知活動を行います。

2 「歩くまち・京都」総合交通戦略

(1) 基本理念

自動車抑制等を通じて、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに転換

- ・ 自動車利用の制限を含めた様々な抑制策等を通じて、クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに転換する。
- ・ 京都議定書誕生の地であり、環境モデル都市でもある京都が日本を代表する「国際文化観光都市」であると同時に、まちの賑わいを生み出す都市であり続けることを目指す。

(2) 目標

世界の同規模の大都市の中で最高水準の非自動車分担率80%

- ・ 持続可能な脱「クルマ中心」社会のモデル都市の形成を目指して、世界トップレベルの使いやすい公共交通を構築し、歩く魅力に溢れるまちをつくり、また一人ひとりが歩く暮らし（ライフスタイル）を大切にすることによって「歩くまち・京都」を実現する。

【数値目標】

非自動車（徒歩・公共交通・自転車）分担率：現在約72%→80%超

自動車分担率：現在約28%→20%以下

目指すべき交通まちづくりを示した「歩くまち・京都」の未来イメージ

- ・ 市内を走行するクルマの利用が抑制され、鉄道、バスのスムーズな乗継ぎと利便性の向上により、公共交通の利用者が増加。更にLRTやBRTなど新たな公共交通がスムーズに走行する。
- ・ 道路では、歩道拡幅や緑化が進み、休憩スペースやベンチなどでくつろぐ人たちが、まちを行き交う市民、観光客、来訪者の歩く人たちの活気が満ち溢れる。

(3) 3つの柱と相乗効果

それぞれの取組が相乗効果を創出するよう、互いに密接に連携させながら推進

・ 柱1 「既存公共交通」の取組

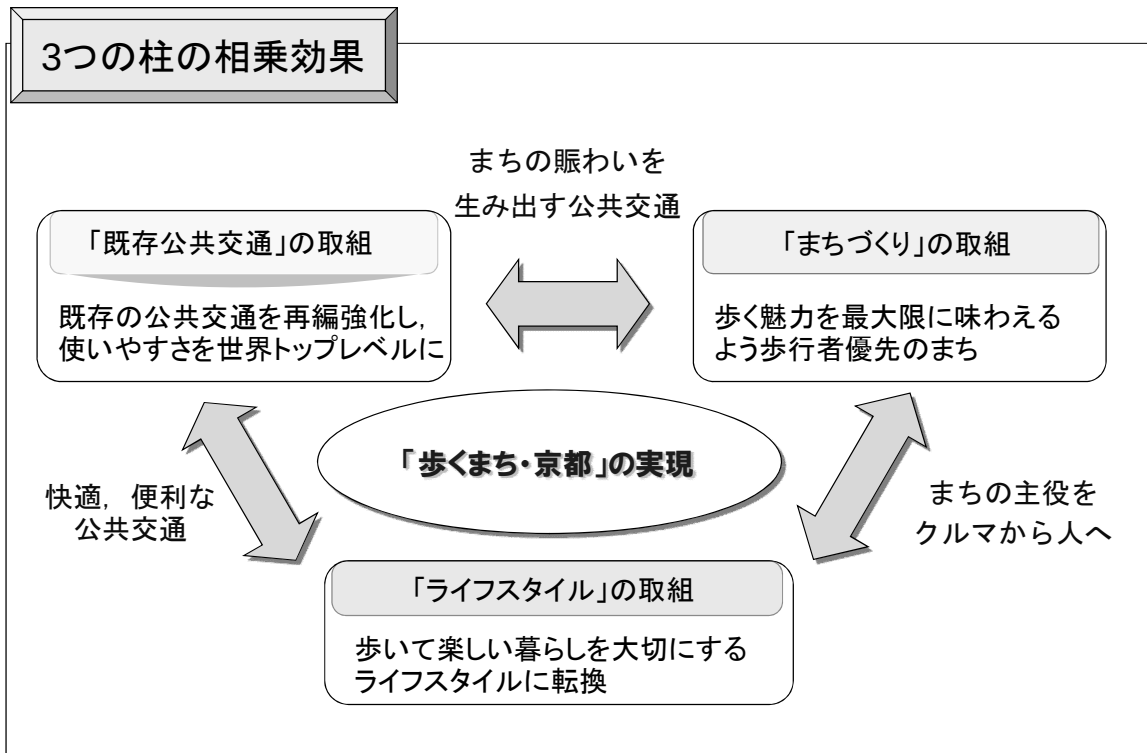
既存の公共交通を再編強化し、使いやすさを世界トップレベルにする

・ 柱2 「まちづくり」の取組

歩く魅力を最大限に味わせるよう歩行者優先のまちをつくる

・ 柱3 「ライフスタイル」の取組

歩いて楽しい暮らしを大切にライフスタイルに転換する



(4) 3つの柱に基づく実施プロジェクト

戦略を進めるための象徴的な6つの「シンボルプロジェクト」

①京都駅南口駅前広場整備

京都市内最大のターミナルである京都駅の南口駅前広場を、「使いやすさ」「やさしさ」「美しさ」「おもてなし」「賑わい」を実感できる駅前広場としてリニューアルする。

②パークアンドライドの通年実施

近隣自治体や市周辺部の民間駐車場事業者等との更なる連携のもと、パークアンドライド駐車場の設置個所の拡大・通年化を図るとともに、効果的な情報提供を実施する。

③東大路通の自動車抑制と歩道拡幅

東大路通において、自動車交通の抑制を図るとともに、無電柱化やユニバーサルデザインの推進に併せて、道路空間の再配分を行うことにより、安心・安全で快適な歩行空間を創出する。

④四条通のトランジットモール化

市内最大の繁華街である四条通での歩道拡幅による快適な歩行空間の確保とマイカーから公共交通への転換を図るための公共交通優先の取組を内容とするトランジットモール化を推進する。

⑤らくなん進都（高度集積地区）における新しいバスシステムの導入

京都駅と高度集積地区等を高頻度で結ぶバスを運行することで、高度集積地区の交通アクセスを改善する。

⑥「京都スローライフ・ウィーク」の実施

ライフスタイルの転換に向け、効果的な京都らしい取組や、京都の伝統的な祭りや行事、イベントと連携して一定期間クルマを使わない地区を創出する。

既に新たな取組を行っている3つの「先行実施プロジェクト」

①洛西地域におけるバス利便性向上

洛西地域を運行する4つのバス事業者で統一的にダイヤを調整し、分かりやすいダイヤ案内表示や屋根・ベンチ付きのバス停を整備する。

②京都市内共通乗車券「京都カード（仮称）」の創設

市内を運行するバス・鉄道事業者が連携し、地区内の公共交通が利用できる「京都カード（仮称）」を創設する。

③公共交通不便地域の対応策に関する検討

モデル地域を選定して、アンケート調査や社会実験を実施し、生活交通の維持に向けた仕組みづくりなど、公共交通不便地域のあり方を検討する。

市民・観光客の皆様との共汗による「『スローライフ京都』大作戦」

- ・ 交通行動を考える場や対象を4つに区分した、交通行動スタイルの見直しを促すコミュニケーション施策（モビリティ・マネジメント※施策）を、「『スローライフ京都』大作戦」という名称を掲げ、市民の皆様と一体となって過度な自動車利用を抑制する取組を推進する。

※ モビリティ・マネジメント

かしこいクルマの使い方を考えて実践していただくため、例えば、交通手段の出すCO₂排出量の比較などを盛り込んだ啓発冊子や、公共交通利用促進マップ、交通行動に関するアンケートなどを活用し、回答者の自発的な交通行動の変化を促すこと

（5）継続的な推進のための体制整備 （別紙）

戦略の総合マネジメント体制

・「歩くまち・京都」推進本部（仮称）

副市長を本部長とした全局、区の局長級で構成する全庁体制を整備し、戦略の総合的な推進、点検を行うとともに、効率的な推進体制の検討や交通まちづくりに関する総合的な調整を進める。

・「歩くまち・京都」推進会議（仮称）

戦略の確実な推進を図るために学識経験者や有識者を中心とした戦略推進支援組織を設置し、戦略に掲げた実施プロジェクトの進捗を総合的に点検し、戦略のフォローアップや社会経済情勢の変化も踏まえた充実や見直しを継続的に行う。

実施プロジェクトを具体的に推進するマネジメント体制

・庁内プロジェクト体制

「歩くまち・京都」推進本部のもと、庁内横断的に推進すべき実施プロジェクトについて、関係部局で構成した特定のプロジェクトチームを設置して、効率的な施策推進を図る。

・「既存公共交通」の取組のマネジメント体制

「既存公共交通」の取組に関し、市内で運行する鉄道、バスの交通事業者を中心とした交通事業者の連携のもと、公共交通ネットワーク推進会議（仮称）を設置して、関連施策の推進、進捗状況の点検や見直しを行う。

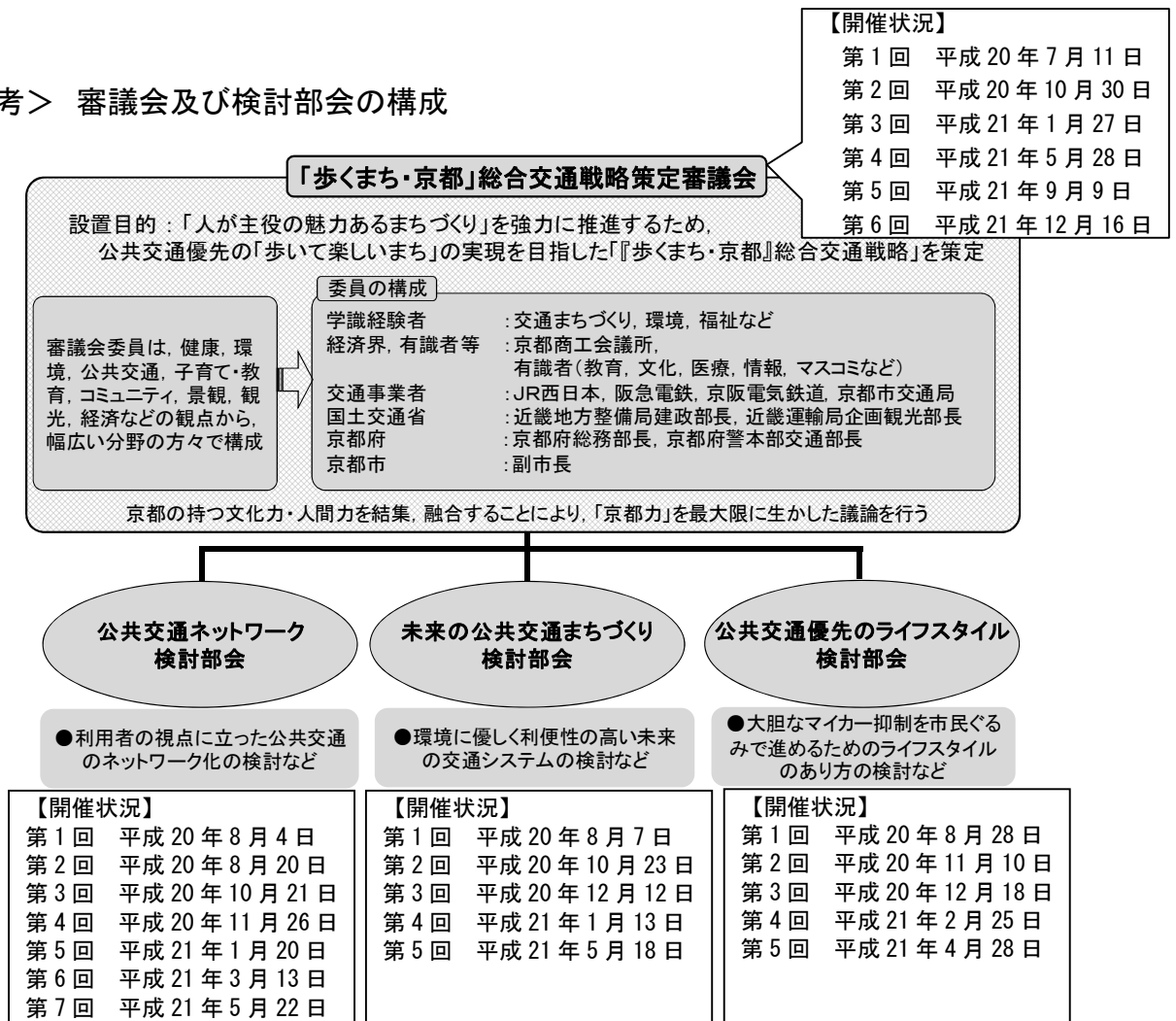
・「まちづくり」の取組のマネジメント体制

「まちづくり」の取組に関し、既にある市民の皆様、事業者、行政が融合した体制による施策推進を図るとともに、未来の公共交通検討会議（仮称）を設置して、未来の交通まちづくりについて、検討を進める。

・「ライフスタイル」の取組のマネジメント体制

「ライフスタイル」の取組に関し、「スローライフ京都」推進会議（仮称）を設置して、関連施策の推進、進捗状況の点検や見直しを行う。

<参考> 審議会及び検討部会の構成



<参考> 主な審議経過

平成20年7月11日	第1回審議会	・諮問 「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定について
		・「歩いて楽しいまち」の実現について 審議
平成20年10月30日	第2回審議会	・京都のまちづくりの基本原則等について 審議
		・各検討部会の検討状況について 審議
平成20年11月	「歩くまち・京都」市民アンケート・・・	14,700人を対象に実施
平成21年1月27日	第3回審議会	・各検討部会における検討項目の考え方(骨子案)について 審議
平成21年2月28日	「歩くまち・京都」総合交通戦略シンポジウム・・・	来場者参加型のシンポジウム
		・審議会における検討状況の報告
		・京都発 みんなで創る歩行者優先憲章
平成21年5月28日	第4回審議会	・歩行者優先憲章(仮称)草稿案について 審議
		・中間とりまとめ(案)について 審議
平成21年6月～7月	憲章及び戦略中間とりまとめに対する市民意見募集・・・	2,131件の御意見
平成21年9月9日	第5回審議会	・歩行者優先憲章(仮称)草稿案及び中間とりまとめへの意見募集結果について 審議
		・歩行者優先憲章(仮称)草稿案について 審議
平成21年12月16日	第6回審議会	・「歩くまち・京都」憲章(案)について 審議
		・「歩くまち・京都」総合交通戦略答申(案)について 審議
平成21年12月24日	審議会から答申を受理	・「歩くまち・京都」憲章
		・「歩くまち・京都」総合交通戦略

「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進体制 概念図

